

倉敷市ユニークベニユー実証調査業務委託仕様書

1 業務名

倉敷市ユニークベニユー実証調査業務

2 業務の目的

本業務は、市内の歴史的建造物や文化施設等を対象にしたビジネスイベントの開催支援を通じて、地方へのM I C E誘致の重要な要素であるユニークベニユー※の活用可能性や市場ニーズ、課題等を調査し、今後の活用促進につなげていくことを目的とする。

※神社・仏閣、美術館・博物館、歴史的に価値の高い建造物、庭園、その他ユニークさが認められる施設（商店街や公道を含む）で、会議やレセプション等のイベントを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

（1）ユニークベニユー実証調査対象施設及びコーディネーターの提案及び選定

ユニークベニユーの実証調査対象として、ビジネスイベント※の受入に協力的な市内の施設（以下、実証施設という。）を提案し、市と協議の上、5件以上選定すること。

その際、実証施設の意向を踏まえて、施設の魅力を活かした受入プランの企画とその情報発信、利用希望者への利用条件等の説明や調整、事業実施時の会場運営その他の手配や実証施設管理者との調整等を行うコーディネーター（P C O・旅行会社・イベント企画運営会社を想定）候補を提案し、市と協議の上、実証施設の承諾を得て選定すること。

※国内外の企業・業界団体・経済団体が主催する会議、研修、発表会、レセプション、交流会。

（2）実証イベントの開催支援及び調整

（1）の実証施設を会場に、ユニークベニユーの実証調査として市が別途、公募・決定したビジネスイベントについて、イベント主催者（国内外の企業・団体）を該当施設のコ

ーディネーターへ引き継ぎ、実証イベントを円滑に準備、運営できるよう、実証施設管理者への調整やコーディネーターへの助言等のサポートを行うこと。

また、実証イベントを調査対象となる主催者に調査への協力金を支払うこと。協力金は、総額1,000千円以内とし、主催者が会場借上費・会場設営費・企画運営費など（食糧費は除く。）に充てることができるものとする。ただし、実証イベントが4件に満たない場合は、1,000千円から主催者に支払う協力金を差し引いた金額を委託料から減額するものとする。

（３）ユニークベニユーとしての活用可能性検証

（２）を通じて活用可能性の検証を行うこと。各実証イベントの実施後、主催者、実証施設管理者、コーディネーターにヒアリングやアンケート調査を行い、当該施設のユニークベニユーとしてのニーズや課題等を取りまとめて市に報告・確認の上、実証施設管理者、コーディネーターにも共有すること。

（４）実施報告書の作成

上記（１）～（３）に関する実施内容について報告書を作成すること。

<提出部数>紙媒体1部、電子媒体（磁気ディスク）1部

５ 個人情報の保護

受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

６ 障がい者に対する適切な対応

受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別紙の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

７ 調査等

委託者は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、委託者及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。